

福津市立福間南小学校『いじめ防止基本方針』

(平成26年3月策定、令和4年4月改訂)

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条1項)

(2) いじめを防止するための基本的な認識

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活する場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる認識を次の通り示す。

○いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

○いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣にとりくむ必要がある。

○子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

○子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

(3) いじめ防止基本方針策定の目的

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的にとりくみ、一人ひとりの個性や能力を十分に伸長することができるように、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

①いじめを見逃さない・見過ごさない・許さない学級・学校づくりに努める。

②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

④いじめの早期発見・早期解決のため組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。

⑤当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

2 いじめ防止の対策のための校内組織の設置

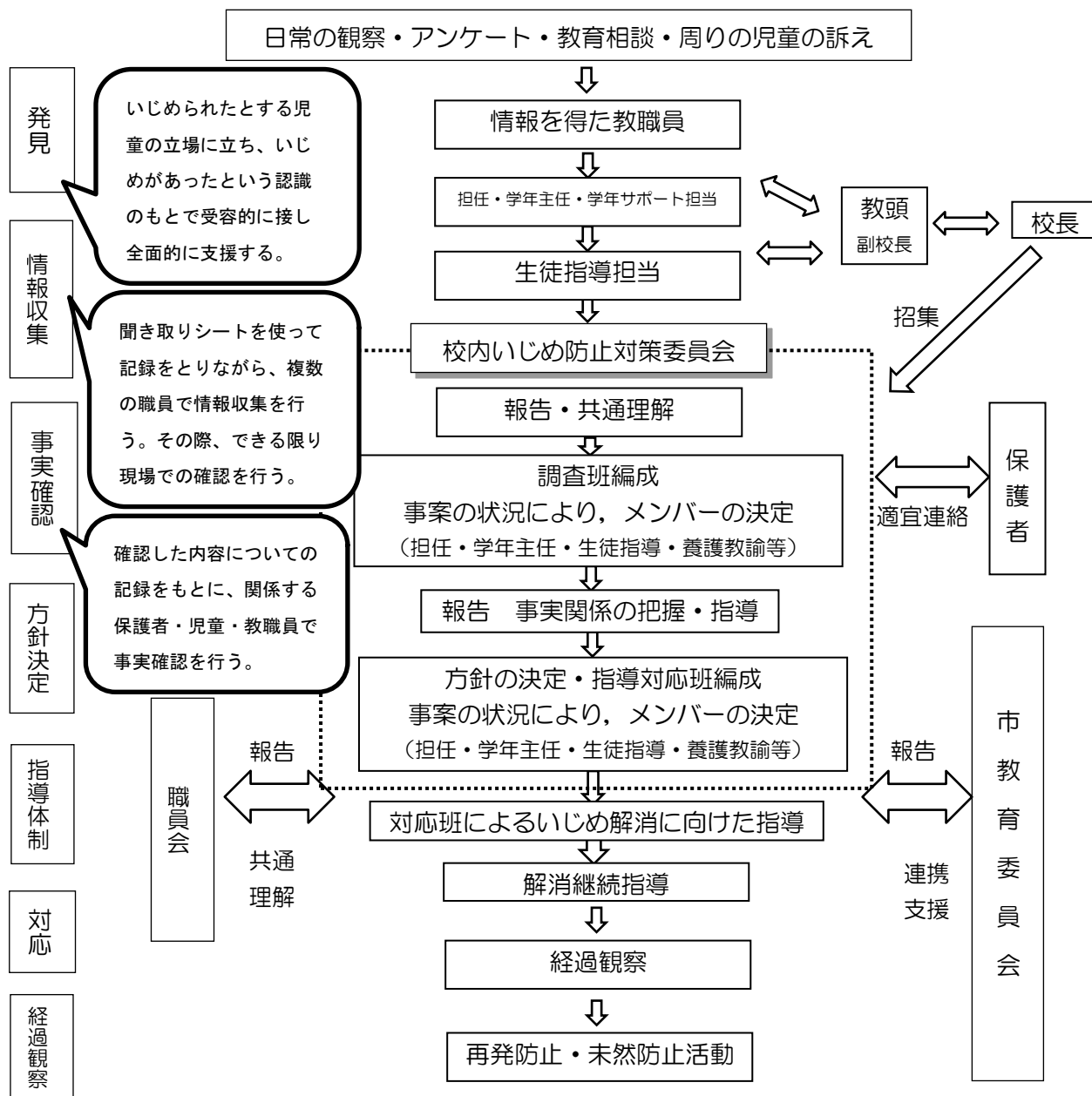
いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態（いじめの疑いを含む）に以下の「校内いじめ防止対策委員会」を設置する。

- 学校職員：校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当主幹教諭・特別支援教育コーディネーター 学年主任・養護教諭等
- 学校職員外：スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールサポーター（警察機関）・保護者代表・学校運営協議会委員・民生児童委員等

また重大事態（いじめの疑いを含む）の場合、専門的な見地から調査、検証及び検討を行う組織として、以下の委員により構成される「福津市いじめ防止対策審議会」の設置について福津市教育委員会に要請し学校は、審議会へ事案に係る学校調査資料を提出する。

- 審議会委員：大学教授、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門的知識や経験を有する者等

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体のとりくみ）】



3 いじめの未然防止のためのとりくみ（自己有用感を高めるとりくみ）

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止にとりくむことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」にとりくむ必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的なとりくみを計画し協力協働体制で実施する必要がある。

（１）魅力ある学級・学校づくり

- すべての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- すべての児童が大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
- いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時とりあげ、児童が主体的に問題解決にとりくむように指導する。
- 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）人権教育の充実

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。（「いじめ」の本質や構造の理解）
- 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。（一人ひとりのよさや違いを認め合える学習）

（３）道徳教育の充実

- 道徳の授業により未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の心情が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

（４）体験教育の充実

- 児童が、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる自分自身に気づき、発見して体得させる。
- 環境体験・福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりを、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

（５）コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。（ソーシャルスキルトレーニング等）

（６）教職員の資質向上

- いじめ防止のためには、教職員がいじめに対する正しい認識といじめを絶対に許さない確固たる信念をもつことが大切である。また、いじめを見逃さず、早期に対応するための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

（７）保護者や地域への働きかけ

- いじめ防止においては、保護者や地域の理解と協力を得て、連携してとりくむことが重要である。PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの防止や指導方針などの情報を提供し、意見交換することで啓発に努める。

また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの正しい使い方について、講師を招聘して、児童と保護者、教職員が学ぶ機会を計画的に設ける。また、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

(9) 感染症に関する偏見や差別、いじめ等の防止

- ・指導に当たる教職員が新型コロナウイルス感染症やその他の感染症に関する人権問題等について正しく理解しておくことが不可欠であり、公的機関等が公表している資料等を活用して学習する機会をもつなど、職員全体で共通理解を図る。
- ・感染者、濃厚接触者、医療関係従事者等、個人情報取り扱いには十分な配慮をすることに留意し、職員全体で共通理解を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けてのとりくみ

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で子どものわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・いじめ調査等を定期的に全教職員の共通理解の上で実施し、いじめ問題対策委員会で各学級の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や養護教諭等全教職員が些細なサインを見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていないときにこそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、担任、養護教諭、生徒指導、スクールカウンセラー、相談員等校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し保護者や関係機関等とも積極的に連携を図る。

(3) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめを受けた側、いじめた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受けた止め、いじめた児童自身が保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。また、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒にとりくんでいこうとする前向き

な関係を築くことを大切にします。

(4) 関係機関との連携

・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、児童相談所、民生児童委員、学校評議委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と再発防止を図るように努める。

5 いじめ発見時の対応

(1) いじめ発見・通報を受けた時の対応

・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を守る。

・発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、学年主任・生徒指導担当・管理職に直ちに報告し、情報を共有する。その後、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに事実確認を行う。確認したことは、校長が責任をもって福津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) 被害児童とその保護者への支援

・被害児童から事実関係の聴取を行う。その際、被害児童にも責任があるという考え方ではなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。

・家庭訪問等により、その日の内に迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、被害児童を見守り、安全を確保する。

・被害児童にとって信頼できる人（家族、親しい友人や教職員、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添える体制を作る。

・状況に応じて、福津市教育委員会に相談し、外部専門家の協力を得る。

・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

いじめが解消している状態とは、

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(3) 加害児童への指導とその保護者への支援

・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、復習の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者と連携して以後の対応を適切に行うとともに、保護者に対する継続的な助言や支援を行う。

・加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報を取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。例え、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという気持ちをもたせる。

・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの児童全員を含む集団が、好ましい集団行動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものである。すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(5) ネット上のいじめの対応

・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに、警察署に通報する。

6 教育委員会・関係機関等との連携

(1) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 関係機関等との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的に行われている学校警察連絡協議会を活用し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察や補導委員会等に相談し、連携して対応することが必要である。子どもの生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

いじめた子どものおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、社会福祉課、児童相談所、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校のとりくみを評価する。

- ①いじめの早期発見のとりくみに関すること
- ②いじめの再発を防止するためのとりくみに関すること

8 その他

必要があると認められたときは、この学校いじめ防止基本方針を見直し、修正していく。